

大分県報

平成三十年
号外 (二)
一月十八日

(木曜日)

目次

告示

緊急消毒の実施命令.....一

告示

大分県告示第十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり緊急消毒を実施することを命ずる。

平成三十年一月十八日

大分県知事 広瀬 貞

一 実施の目的

香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、今後、県内農場での発生を防止するための緊急的な対応として家さん飼養農場での消毒を徹底する。

二 実施する区域

家さんを百羽以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める農場

三 消毒方法

消石灰の農場内散布

四 実施期間

平成三十年一月二十三日から同年二月九日まで